

藤沢市下水道条例の一部改正について
藤沢市下水道条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市下水道条例の一部を改正する条例
藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

基本使用料	1,334円
1立方メートルにつき	97円
1立方メートルにつき	113円
1立方メートルにつき	131円
1立方メートルにつき	159円
1立方メートルにつき	188円
1立方メートルにつき	228円
1立方メートルにつき	268円
1立方メートルにつき	308円
1立方メートルにつき	348円

を

基本使用料	1,398円
1立方メートルにつき	102円
1立方メートルにつき	118円
1立方メートルにつき	137円
1立方メートルにつき	167円
1立方メートルにつき	197円

に改め、同表備考の項第1項第2号中

1立方メートルにつき	239円
1立方メートルにつき	281円
1立方メートルにつき	323円
1立方メートルにつき	364円

」

「103分の100」を「100分の101.8」に改める。

別表第2中

基本使用料	667円
1立方メートルにつき	97円
1立方メートルにつき	113円
1立方メートルにつき	131円
1立方メートルにつき	159円
1立方メートルにつき	188円
1立方メートルにつき	228円
1立方メートルにつき	268円
1立方メートルにつき	308円
1立方メートルにつき	348円

を

」

基本使用料	699円
1立方メートルにつき	102円
1立方メートルにつき	118円
1立方メートルにつき	137円
1立方メートルにつき	167円
1立方メートルにつき	197円
1立方メートルにつき	239円
1立方メートルにつき	281円
1立方メートルにつき	323円
1立方メートルにつき	364円

に改め、同表備考の項第1項第2号中

」

「103分の100」を「100分の101.8」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、同日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、公共下水道事業の財政状況を勘案して公共下水道使用料を改定する必要による。